

《国と川崎市から建設費の一部が補助されます》

- ◇住宅の共用部分等整備費の2/3
補助対象部分：共用廊下、階段、エントランスホール等
- ◇共同施設整備費の2/3
補助対象部分：高齢者支援施設（生活相談室）等
- ◇加齢対応構造等整備費の2/3
補助対象部分：緊急通報装置

《家賃の一部が補助されます》

一定の月収以下の入居者を対象として、家賃の一部が最長10年間、最大35%補助されます。
高優賃認定期間（10年間）は家賃補助があるため、空家リスクが低減されます。

《税制の優遇措置が受けられます》

- ◇所得税・法人税の割増償還
- ◇固定資産税の減額措置

※特例措置については、適用要件、適用期限等が関係法令で定められています。
工事完成時期等により特例措置の適用がされない場合があるため、詳しくは関係機関にご確認ください。

《高齡者円滑入居賃貸住宅（高円賃）登録制度》

◆高優賃円滑入居賃貸住宅の登録の申請

高齡者向け優良賃貸住宅は、「高齡者の居住の安定確保に関する法律」において高齡者円滑入居賃貸住宅の登録が義務付けられています。
事業者は入居者の募集に先立ち、神奈川県知事が指定した登録機関（社）かながわ住まい・まちづくり協会に登録の申請をしていただきます。

◆高齡者円滑入居賃貸住宅とは

この制度は高齡者であることを理由に入居を拒否することのない賃貸住宅として登録し、その情報を広く提供するしくみです。

また、登録をした賃貸住宅は、高齡者居住支援センターと事業者が基本約定を締結することにより、高齡者居住支援センターが行う家賃債務保証制度を利用できます。

※認定期間終了後、自主的に高齡者住宅を継続する場合、高齡者円滑入居賃貸住宅・高齡者専用住宅への登録（義務）を行っていることから、入居の促進が図れます。

※登録情報は、都道府県・市町村の窓口およびそのホームページ、指定登録機関などで、どなたでも閲覧が可能です。高齡者居住支援センターホームページより、全国の登録情報の閲覧が可能です。

（全国の登録情報から都道府県を選択すると、都道府県ごとの登録情報のほか、登録・閲覧窓口と電話番号がご確認いただけます。）

※高齡者居住支援センターは、現在（財）高齡者住宅財団が指定されています。

※家賃債務保証制度を利用する入居者は（財）高齡者住宅財団の審査に合格し、保証料を負担する必要があります。

※入居者で**連帯保証人を選定できない場合**は、身元引受人を立てることを条件にこの制度に加入していただきます。

《高齡者住宅制度関係イメージ》

高齡者の住宅

